

平成23年10月31日

京都市会議長

井上 与一郎 様

提出者 市会議員 西野 さち子 ほか14名
(日本共産党市会議員団)

修正案の提出について

議第103号 京都市地域コミュニティ活性化推進条例の制定についてに対して、下記のとおり修正案を提出する。

記

議第103号 京都市地域コミュニティ活性化推進条例の制定についての一部を次のように修正する。

「第2章 地域コミュニティの活性化の推進に関する
第1節 地域コミュニティ活性化推進計画（第
目次中「第7条」を「第5条」に、 第2節 地域コミュニティの活性化の総合的推
第3節 住宅の建築，販売等をする事業者等に
第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会（第
る基本的施策
8条）
進のための施策（第9条～第12条）
よる地域コミュニティの活性化の推進のための取組（第13条～第16条）
17条～第19条）
を 「第2章
第3章
」

地域コミュニティの活性化の総合的推進のための施策（第6条・第7条）
住宅の建築，販売等をする事業者等による地域コミュニティの活性化の推進のための取

組（第8条～第11条）」に、「第20条」を「第12条」に改める。

前文のうち第2項を削り、第3項中「このような状況において、東日本大震災が発生し、地域コミュニティの重要性への認識がより深まる中」を「将来にわたり」に改め、第4項中「、地域自治を担う住民組織，事業者等との連携の下に」を削る。

第1条中「並びに本市等及び事業者」を「かつ、本市」に改め、「並びに地域住民の役割」及び「かつ計画的」を削る。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 住民組織 本市の区域内で地域活動に取り組むために地域住民により構成された団

体をいう。

第3条第2号を削り、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 地方自治の主人公は住民であることを旨とすること。

第3条第3号中「地域自治を担う」を削る。

第4条の見出し中「本市等」を「本市」に改め、同条第2項中「共に」及び「地域自治を担う」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とする。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 地域コミュニティの活性化の総合的推進のための施策

第2章第1節及び同章第2節の節名を削り、第9条を第6条とし、第10条を削り、第11条を第7条とし、第12条及び同章第3節の節名を削る。

第13条（見出しを含む。）中「地域自治を担う」を削り、同条を第8条とし、同条の前に次の章名を付する。

第3章 住宅の建築、販売等をする事業者等による地域コミュニティの活性化の促進のための取組

第14条を第9条とする。

第15条第1項及び第2項中「地域自治を担う」を削り、同条を第10条とする。

第16条中「地域自治を担う」を削り、同条を第11条とする。

第3章を削る。

第4章中第20条を第12条とする。

附則第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」を「第10条、第11条及び次項の」に、「当該各号に定める日」を「同年7月1日」に改め、同項各号を削る。

附則第2項を削る。

附則第3項各号列記以外の部分中「第15条及び第16条」を「第10条及び第11条」に改め、同項を附則第2項とする。